The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	共同行為に対する賞賛としての証言による知識
Author(s)	三富, 雄介
Citation	メタフュシカ. 2021, 52, p. 71-83
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/85564
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

共同行為に対する賞賛としての証言による知識

三富雄介

はじめに

賞賛としての知識という見解（the Credit View of Knowledge、以下 CVK と略記）が、近年複数の論者によって提唱されている。CVK によれば、主体がその人の知的な能力を発揮して真なることがらを信じたならば、主体はそのことに対する賞賛を受ける。そして、ある人が何かを知っているとは、その人がそのことを正しく信じたことで賞賛されるということである。CVK には、ゲティア事例の排除や価値問題への応答など､伝統的な認識論の問題の解決に顕著な利点がある。しかしながら、CVK では証言による知識の説明が難しい。証言による知識で知的な能力を発揮し賞賛されるのは証言の受け手ではなく、むしろ証言者であるから、CVK では証言による知識は認められないように思われるのである。道案内やテレビのニュースなど、ひとから何かを伝え聞いてそれを知るということは日常的な事実であるから、証言による知識を説明できない理論はどこかがおかしいに違いない。証言による知識の存在は CVK の直観的な反例となっているのである。

本稿では特に因果的説明を重視するような CVK を取り上げ、証言による知識の問題から擁護できると論じる。まず第 1 節で CVK の理論と証言による知識の問題の詳細を確認する。続いて第 2 節で証言による知識の問題に対する CVK からの可能な応答とそれに対する反論を確認する。因果的説明を重視する CVK からの応答のうち、とりわけ有力な応答は賞賛が証言者と受け手の間で共有されうるというものである（以下､「共有説」と呼ぶ)。CVK の批判者である J. ラッキーは、共有説を認めるのであればゲティア事例においても主体が賞賛されることになってしまうというジレンマを指摘し、CVK に反論している。最後に第 3 節で、共有説へ向けられたラッキーの反論が適切でない理由を説明し、CVK を擁護する。ゲティア事例と証言による知識のハイブリッド事例の検討を通し、証言による知識で証言者と受け手は共有された一つの目的を達成するために共同行為を行なっていると考えるべきであると論じる。共同行為に対する賞賛として解釈された共有説のもとでは、ラッキーの指摘するジレンマを整合的に解決することができる。

1．賞賛としての知識と証言による知識の問題

徳認識論（virtue epistemology）では、信念、あるいは信念の形成は一つの認知的行為であると考える。行為は一般にある規範的側面に照らして評価される。それゆえ、信念もまた同じ仕方である規範的側面に照らして評価される。主体が p と知っているとは、主体が p と信じることにおいて知識と関連する規範性を持つと評価されるということである。

E. ソウザによれば、行為一般は三つの規範的側面から評価される[1]。正確さ（accuracy）、巧みさ（adroitness）、適正さ（aptness）である。行為が正確であるとは行為が目的を達成していることであり、巧みであるとは行為が主体の能力を表していることであり、適正であるとは行為が巧みであるがゆえに正確であるということである。ソウザは弓矢を例に挙げている。矢が的に当たれば射手の行為は正確である。また矢を放つことが射手の弓矢の能力を表していれば射手の行為は巧みである。しかし、それだけでは十分ではない。能力のある射手が能力を発揮して矢を放ち的に当たったとしても、能力のゆえに的に当たったのでなければ射手の行為は評価されないだろう。例えば、放たれた矢が風に流された後押し戻されて的に当たった場合がそうである。したがって、適正さという条件が必要なのである。

ソウザによれば、信念もほかの行為と同じ三つの側面から評価される[2]。すなわち、信念が真であるかどうか、信念が主体の認識的な徳あるいは能力を表現しているかどうか、信念が主体の認識的な能力のゆえに真であるかどうかという三つの側面から評価される。ソウザはこの三つの条件を満たしている信念が通常の非反省的な知識であると考える。

以上の徳認識論の見解から、知識とは能力を発揮して真なることがらを信じた主体に対する知的な賞賛であるという見解が生じる。主体に対する賞賛としての知識という見解（CVK）は、近年複数の論者によって明言されている。例えば、J. グレコは「知識とは、知識を持つ人が、そのために賞賛される一種の達成あるいは成功である」[3] と述べ、W. リグスは「S が p と知っているのは、（1）S が p と信じていて、（2）p が真であり、（3）S がこの事例において真なる信念を信じるようになったという事実に対し、S は十分に賞賛されるとき、そのときに限る」[4] と述べている。

CVK を採用する利点は少なくとも二つある。第一に、CVK は、知識が幸運とは相いれないものであるという直観を説明する。バスケットボールの試合で、ステフィン・カリーが彼の能力を発揮してスリーポイントシュートを決めたならば、彼は賞賛されるだろう。しかし、バスケットボールの経験がない私がスリーポイントシュートを決めたならば、それは運が良かっただけであり、私は賞賛されないだろう。シュートを決めたという事実に対して労われることはあっても、私が能力を発揮したことについて賞賛されるわけではない。CVK によれば、知識と幸運にも真だったような信念の関係はこれと同様である。知識とみなされるような真なる信念は、主体の能

---

1 Sosa (2007), pp. 22-23.
2 Ibid., pp. 23-24.
3 Greco (2010), p. 7（邦訳 8 頁）.
4 Riggs (2007), p. 335.

力（例えば、信頼できる認知能力）によって真なることがらが信じられているのであり、賞賛される。信念がたまたま真であるような場合、主体の能力と信念の正しさは隔絶しており、主体は賞賛されない。この利点は、特に CVK によるゲティア事例への対処を顕著なものとする。標準的なゲティア事例[5] においては、信念は信念主体の能力とは関係なくたまたま真なのであり、主体は賞賛されない。主体が能力を発揮することでなされた達成に対する賞賛こそが知識であるという見解を採用すれば、ゲティア事例でなぜ知識が認められないかが容易に理解できるのである。

第二に、CVK は、なぜ知識が単に真であるだけの信念よりも価値があるのか、という価値問題を説明する[6]。私のシュートよりもカリーのシュートの方が価値あるものであるのと同様に、真なる信念に主体の能力が適切に関係しているという事実は、信念の正しさとは別の価値を知識に付け加える。それは主体に対する賞賛という価値である。

しかし、CVK には問題もある。J. ラッキーによって示された「証言による知識の問題」である。ラッキーはいくつかの分析を経て、CVK における真なる信念についての主体に対する賞賛を次のように特徴づける[7]。

> IC（Intellectual Credit）: S が p に関する真なることがらを信じることに対して知的に賞賛されるのは次のときに限る。
>
> （a） p に関する真なることがらを信じることは知的に有徳である。
>
> （b） p に関する真なることがらを信じることは S に帰属されうる。
>
> （c） p に関する真なることがらを信じることは S の関連する信頼できる認知機能を明らかにする。あるいは、S の関連する信頼できる認知機能は、S が p に関する真なることがらを信じることを引き起こす因果的要因の全体の最も顕著な部分である。

条件（b）は巧みさ、（c）は適正さに対応していることが見て取れるだろう。IC を CVK の標準的見解と仮定し、次の事例を確認しよう。

> 【シカゴの観光客】 シカゴの鉄道駅に着いて、モーリスはシアーズタワーの方向を知りたいと思っている。あたりを見回して、最初に目に入った通行人に近寄ると、目的地にどうやって行けばいいかを尋ねる。通行人は、たまたまシカゴの街をよく知っているシカゴの住人で、モーリスにシアーズタワーは駅から二区画東にあると間違いなく方向を教えた。モーリスはためらうことなく、その真なる信念を抱いた[8]。

直観的にはモーリスはシアーズタワーへの行き方を知っている。しかし、モーリスが真なること

---

5 一例として Gettier (1963) や Lehrer (1965), pp. 169-170.

6 徳信頼性主義では価値問題には応答できないという Zagzebski (2003) の反論もある。

7 Lackey (2007), p. 347 および p. 351.（c）は原論文では（c**）である。

8 Lackey (2007), p. 352.

がらを信じたという事実の説明は通行人の能力（シカゴをよく知っており、シアーズタワーの場所を正確に思い出し、それを上手に伝える等々）に依存しており、モーリスの能力にはほとんど依存していない。すなわち、モーリスの認知機能はモーリスが真なることがらを信じたことの因果的要因の全体のうち、最も顕著なものではない。したがって、IC を保持するならば、モーリスは正しくシアーズタワーへの行き方を信じることに関して、賞賛されない。すると、CVK の説明によれば、モーリスはシアーズタワーへの行き方を知らないことになる。この結果は CVK と証言による知識についてのわれわれの直観とが両立しないことを示しているように思われる。

【シカゴの観光客】に対し、背景を補わなければモーリスが証言による知識を持っているかどうか疑わしいという意見もありうる[9]。モーリスがシアーズタワーへの行き方を知ろうとして赤ちゃんに話しかけたり、明らかに嘘をついている人の言うことでもためらくことなく信じたりしたならば、モーリスに知識を認めることはできないだろう。したがって、【シカゴの観光客】が CVK への直観的な反例として認められるためには背景を補う必要がある。すなわち、モーリスはいかなる積極的な行為もしていないというわけではなく、観光客ではなさそうな大人を選んで注意深く話を聞くといった最低限の行為をしている。

この注意を前提とし、モーリスの証言による知識を認めた上で【シカゴの観光客】から CVK を擁護しようとする場合、四つの応答が考えられる。CVK からの可能な応答はいずれも、ラッキーが CVK の標準的見解とみなしている IC を否定または制限することでなされる。本稿では、四つの応答のうち因果的説明を重視するような CVK からの応答を検討する。

２．CVK からの応答と反論

ラッキーがモーリスは賞賛されないと考えたのは、IC を CVK の標準的見解とみなしたからである。IC の（c）によれば信念主体の認知機能は主体が真なることがらを信じたことの因果的要因の最も顕著な部分になっていなければならなかったが、モーリスの認知機能は最も顕著な部分にはなっていない。したがって、モーリスは賞賛されなかったのである。CVK の擁護者は IC の一部を否定または制限することで、モーリスが賞賛されうることを説明しようとする。CVK の理論からモーリスへ向けられる賞賛が説明できるのであれば、CVK はモーリスが証言による知識を持つことを説明でき、【シカゴの観光客】は CVK への反例とはみなされない。

CVK からの可能な応答は四つ考えられる[10]。すなわち、本稿における弱い説明説、共有説、表明説、伝達説である。このうち弱い説明説と共有説はある行為の評価を行為者の能力や機能が果たす因果的役割から理解する点で、IC と一致している。他方、表明説では行為の評価を因果的観点からではなく関連する傾向性という形而上学的観点から説明する点で、IC と異なる[11]。また、

---

[9] Lackey (2007), pp. 353-354. Riggs (2009), p. 209. また、証言による知識の問題が証言の受け手が証言を信じるべき積極的な理由を持っているか否かについて中立的である点にも注意されたい（Lackey 2007, pp. 352-353. Riggs 2009, p. 212.）。

[10] Lackey (2007) および Broncano-Berrocal (2017) による議論の整理をもとにしている。

[11] CVK への関与は措くとして、行為の評価を形而上学的な観点から説明する立場に Turri (2011)、Sosa (2011)、Broncano-Berrocal (2017) などが挙げられる。

伝達説は、IC の条件については中立的でありうるが、IC の適用範囲を制限する[12]。すなわち、IC または修正された IC は証言者の一次的な知識にだけ当てはまり、証言の受け手の二次的な知識は伝達という別のプロセスから説明されると考える。本稿では CVK のうち因果的説明を重視する立場からの証言による知識への応答を検討する。本節では弱い説明説と共有説の概要を確認し、それらの問題点も確認する。

CVK による第一の応答は、IC の（c）を弱めることでなされる。すなわち、主体に対する賞賛の必要条件として、主体の認知機能は主体の達成に対するなんらかの顕著な役割を果たしていればよく、最も顕著である必要はないと考える[13]。この立場を「弱い説明説」と呼ぼう。たしかに、【シカゴの観光客】でモーリスは最も顕著な役割を果たしてはいないように思われる。しかしながら、1 節で注意したようにモーリスは証言による知識を得るために積極的な行為をしている。モーリスの言語能力や情報源を選択する能力は、モーリスが証言によって真なることがらを信じたことを説明する因果的に顕著な部分に含まれていると考えることは可能なのである。したがって、弱い説明説が正しいならば、モーリスは賞賛されうる。つまり、CVK は証言による知識に関するわれわれの直観を十分に説明できる。

しかしながら、弱い説明説には問題がある。弱い説明説では、主体が賞賛されるために必要とされる条件が弱められることにより、主体の認知機能が真なることがらを信じたことの因果的に顕著な要因となっているような拡張的ゲティア事例を排除できない[14]。次の事例を通して、この点を確認しよう。

> 【偽物の納屋】 ヘンリーはドライブをしていて、離れたところにある納屋を見ている。その納屋はよくある形をしていて、ヘンリーは素晴らしい視力でもって注意深く眺めている。さらに、納屋は全体が見えている。しかしヘンリーは知らなかったのだが、その地域には多くの偽物の納屋があり、本物の納屋は彼が見た一つだけである。結果として、ヘンリーは彼の経験に対応する真なることがらを信じている[15]。

この事例では通常、ヘンリーには知識は認められないとされる。しかしながら、ヘンリーの認知機能はヘンリーが真なることがらを信じたことの因果的要因の顕著な部分である。つまり、ヘンリーは賞賛され、知識を持つことになってしまう。したがって、弱い説明説では知識として認められる事例の範囲が直観的に認められる範囲よりも広くなってしまうという問題があり、CVK の認識的理論としての価値はほとんど認められなくなる。

CVK による第二の応答は、証言による知識が証言者と受け手の協力によって達成される点に注目し、IC を修正する。すなわち、IC では真なることがらを信じたことに対する賞賛が二人以

---

12 Sosa (2007), p.93 で伝達説に近い立場が表明されている。ソウザは同書で伝達説だけでなく共有説も取っている。

13 Pritchard (2012) で信念が適正であるとみなされる条件として、弱い因果的な適正さの立場が表明されている。ただし、プリチャード自身は CVK の擁護者ではない。

14 Broncano-Berrocal (2017), p. 2154.

15 Goldman (1976), pp 772-773.　筆者によってアレンジしている。

上の集団によって共有される可能性は考慮されていなかったが、賞賛は集団によって共有されうる。一対一の証言による知識では、証言者と受け手は達成に関してともに賞賛されるのである。この立場を「共有説」と呼ぼう。グレコは、成功に対する受け手の能力からの貢献が明らかにほかの人による貢献より小さい場合でも、成功に対して受け手の貢献が正しく含まれているかぎり、賞賛の対象となりうることを示すような例を挙げる。

> サッカーの試合でテッドは信じられないような素晴らしいパスをもらい、その結果、簡単にゴールを決めた。この場合に際立つのはパスの出し手の運動能力だと想像できる。パスが素晴らしく、それを受けるのは簡単だった。それにもかかわらず、テッドはゴールを決めたことで賞賛される。どんなサポートがあったにせよボールをゴールネットに入れたのは彼である。[……]別の事例と比較してみよう。テッドはサッカーの試合に出ているが何の注意も払っていない。彼はボールを見ていなかったがたまたま素晴らしいパスが来て彼の頭に当たりゴールに入った。テッドはこのゴールについて賞賛の対象にならない[16]。

以下、引用中の二つの事例のうちテッドが賞賛される例を【注意深いテッド】と呼ぼう。二つの事例の対比が示しているように、「ほかの人々と共同で得た成功に対する賞賛は、ほかの人々の能力が高い場合でも、あるいはほかの人が際立つ働きをした場合でも、無効にならない」のであり、「その人の努力と能力が適切に含まれているかぎり、当の成功に対する賞賛はその人にも向けられる」[17]。グレコによれば、「証言による知識は信念主体が証言の信頼できる受け手である」[18]ことにより、賞賛される。次節で確認するように、グレコのアナロジーはそれ自体ではまだ曖昧な点があるので、詳細を補わなければならない。

ラッキーによれば、共有説には問題がある[19]。それは、弱い説明説で問題となったものと同じジレンマである。モーリスが証言による知識を得るためにある程度の貢献をしているとしても、それは微々たるものである。それに対して、【偽物の納屋】でヘンリーの認知機能はヘンリーが真なることがらを信じた因果的要因により重要な意味で含まれている[20]。次節で確認するように、この反論は共有説の論点を明確に反映しているとは言えず、必ずしも決定的なものではない。

さて、以上で見てきたCVKによる二つの応答とそれらに対する反論は適切な議論になっているだろうか。弱い説明説に関する議論は比較的明らかだと思われる。しかしながら、共有説に関

---

16 Greco (2010), pp. 82-83（邦訳 108 頁）．同様の例は Sosa (2007), p. 95 にも見られる。

17 Greco (2010), p. 83（邦訳 108 頁）.

18 Ibid., p. 81（邦訳 106 頁）.

19 Lackey (2009), pp. 33-34.

20 共有説にはラッキーが指摘したものとは別の問題もある（Broncano-Berrocal 2017, pp. 2154-2155）。証言者が非協力的でも証言による知識が得られる（例えばポーカーでブラフをかけられたがそれを見破り証言とは反対のことを正しく信じた場合のように）という問題である。本稿の結論を先取りすれば、非協力的な証言者と証言の受け手は目的を共有していない（例えばポーカーで証言者は自分の手を間違って信じさせようとし、受け手は相手の手を正しく信じようとする）ので、非協力的な証言者から得た知識は証言と関係してはいても証言による知識とは呼べない。

する議論はまだ明らかでない点があると筆者は考える。第一に、【注意深いテッド】を証言による知識のアナロジーとして理解する仕方は見たところ少なくとも二つあると思われる。第二に、共有説に対する反論は、論点が正しく理解されたならば必ずしも決定的なものではないと思われる。したがって、次節では共有説と共有説に対する反論について改めて論じ、因果的説明を重視するような CVK を証言による知識の問題から擁護できる可能性について論じる。

３．共同行為としての証言

証言による知識という CVK の反例に対する共有説は有力な応答と思われる。しかしながら、共有説についてまだ明らかでない点がある。【注意深いテッド】は二つの仕方で理解されうるのである。一つは、パスの出し手が前線の選手の足元にパスを出すことを目的として行為し、パスの受け手が受け取ったボールをゴールに入れるという別の目的にしたがって行為しているという解釈である。こちらを「段階的行為解釈」と呼ぼう。もう一つは、パスの出し手と受け手は共有された一つの目的（自陣からボールを運び合法的にゴールに入れること）を達成することにおいて、それぞれ適正に行為したという解釈である。こちらを「共同行為解釈」と呼ぼう。

本節ではまず証言による知識の一般的な特徴を確認する。続いて、【注意深いテッド】がその特徴を反映した適切なアナロジーであると好意的に理解されるならば、【注意深いテッド】の解釈は共同行為解釈でなければならない点を確認する。最後に、共同行為解釈がとられるならば、【偽物の納屋】のジレンマは共有説への決定的な反論になっていないと論じる。本節の議論から、本稿は因果的説明を重視するような CVK を証言による知識の問題から擁護できると結論する。

はじめに、証言による知識が証言者への賞賛を含まなければならないという点を確認しよう[21]。まずは次のような問題のない証言による知識の例を見てみよう。

> 【アンナからの電話】　メアリーは家に入り、リビングを見ている。彼女は見慣れているのだが、彼女の夫が椅子に座っているように見える。彼女は「私の夫はリビングで座っている」と思う。椅子に座っている男は、実際に彼女の夫である。ちょうどそのとき、彼女の夫の友人のアンナから電話があった。アンナはメアリーの夫に仕事のお礼でワインを渡したいと思っており、メアリーの夫が家にいるか確認しようとして電話している。メアリーは電話で事情を聞くと「夫ならいまリビングに座っているよ」と答える。アンナはそれをためらうことなく信じる。

アンナはメアリーの夫がリビングに座っていることを知っているように思われる。アンナはメアリーの夫を選んで電話しており、アンナが真なることがらを信じるためにアンナの果たした役割

[21] 同様の主張は CVK に限らず多くの認識論者によって支持されている。プランティンガは次のように述べる。「証言の受け手の側のある信念は、その信念が証言者に対して保証されるときに限り、保証される」（Plantinga 1993, p. 86）。ラッキーも証言による知識が認められるためには証言の信頼性が必要であると主張している（Lackey 2008, 第 5 章を参照）。

はモーリスに比べるといくらか大きいかもしれない。しかし、ラッキーの考えにしたがえば、アンナが真なることがらを信じるための最も顕著な因果的役割を果たしたのはメアリーであり、アンナの知識に対して向けられるべき賞賛がほとんどメアリーに向けられる点は【シカゴの観光客】と同じだろう。次に、【アンナからの電話】とよく似た状況のゲティア事例を確認しよう。

> 【双子の夫】　メアリーは家に入り、リビングを見ている。彼女は見慣れているのだが、彼女の夫が椅子に座っているように見える。彼女は「私の夫はリビングで座っている」と思う。しかしメアリーは椅子に座っている男を勘違いしていた。男は彼女の夫ではなく、夫のよく似た双子の兄弟であった。しかしながら、彼女の夫は、彼女から見えないリビングの反対側の別の椅子に座っていた[22]。

この例で、メアリーの信念は正当化され、かつ真でもあるが、彼女はそのことを知ってはいない。彼女の信念が真だったのはたまたまであり、彼女の能力により真なることがらが信じられたわけではない。したがって、メアリーは賞賛されず、メアリーは知らないのである。CVK ならば、そう答えるだろう。最後に、【アンナからの電話】と【双子の夫】を足し合わせてみよう。

> 【アンナからの電話＋双子の夫】　メアリーは家に入り、リビングを見ている。彼女の夫が椅子に座っているように見える。彼女は「私の夫はリビングで座っている」と思う。しかしメアリーは椅子に座っている男を勘違いしていた。男は彼女の夫ではなく、夫のよく似た双子の兄弟であった。しかしながら、彼女の夫は、彼女から見えないリビングの反対側の別の椅子に座っていた。ちょうどそのとき、彼女の友人のアンナから電話があった。メアリーは電話で事情を聞くと「夫ならいまリビングに座っているよ」と答える。アンナはそれをためらうことなく信じた。

この場合、アンナはメアリーの夫がリビングに座っていることを知らないだろう。【双子の夫】の例でメアリーに知識を認めないならば、そう答えるべきであると思われる。

一連の考察は、証言による知識は証言がそれ自体信頼できるもの、あるいは適正なものでなければならないということを示している[23]。CVK に即して言い換えれば、証言者が賞賛されないならば、証言の受け手もその証言を受け取ることに対して賞賛されることはない。

証言による知識が証言者への賞賛に依存しているとして、【注意深いテッド】でも同じ事情が成り立っているのだろうか。言い換えれば、テッドはパスの出し手が賞賛される場合に限り、賞

22　Zagzebski (1996), pp. 285-286. 筆者によってアレンジしている。

23　【アンナからの電話＋双子の夫】からの帰結について、以下の三点に注意されたい。(1) この事例はそのような信頼できる証言がなんらかの言明でなければならないということを示しているわけではない。(2) この事例は証言による知識の十分条件ではなく必要条件を示している。(3) この事例は証言者が p と知っていなければならないことを示しているわけではなく、単に p が信頼できる証言でなければならないことを示しているだけである。これらの論点については Lackey (2008), 第 2 章を参照されたい。

賛されるのだろうか。次の事例を通して、この点を検討しよう。

【ミラクルパス】 サッカーの試合でサラは信じられないような素晴らしいパスをもらい、その結果、簡単にゴールを決めた。パスが素晴らしく、それを受けるのは簡単だった。しかしながら、そのパスが正確にサラの足元に来たのは、パスの出し手の能力が高かったからではなく、単なる偶然だった。

この事例の特徴は、サラが賞賛されるか否かに関して、相反する直観が可能である点である。直観的に言って、サラは賞賛されると答えても、それほど間違ってはいないように思われる。少なくとも、ボールを見ていなかったが頭に当たってゴールを決めてしまったという場合より、サラは賞賛されるはずである。サラが賞賛されるのは、どのような状況でパスをもらったにせよ、ゴールを決めたのはサラの能力によるからである。他方、サラはほとんど賞賛されないと答えることも可能であるように思われる。サラの行為はおそらく誰であっても達成されたものであり、サラの能力は彼女の達成を説明する上でまったく重要ではないと思われるのである。

二つの直観はどちらも間違ってはいない。以下で確認していくが、サラの行為が個別的に見られれば彼女は賞賛されうるし、共同行為の一部として見られれば彼女は賞賛されない。しかし、【注意深いテッド】が CVK の共有説的なアナロジーとして適切であると考えるならば、サラは賞賛されないと言えなければならない。というのも、【ミラクルパス】はパスの出し手が賞賛されないような事例であり、【注意深いテッド】が証言による知識の特徴を反映した適切なアナロジーであるならば、サラは賞賛されないはずだからである。

【注意深いテッド】を段階的行為解釈にしたがって理解する場合、【ミラクルパス】でサラが賞賛されない理由を説明できない。段階的行為解釈ではある行為者 A がその人自身の個別的な目的を達成する際、ほかの行為者 B の協力が大抵の場合重要だが、しかし A の個別的な目的が適切に達成されることと B の個別的な目的が適切に達成されることとは独立したことがらであると考える。例えば、サッカーの試合でパスの出し手が前線の選手の足元にパスを出すことを目的とし、前線の選手はパスを受け取りゴールに入れることを目的としているとしよう。この場合、選手たちが互いに協力し合うことはそれぞれの目的が達成されるために大抵の場合重要だが、しかしそれぞれの目的はそれぞれが適切に達成されることについて独立している。前線の選手にとって、目的を達成するために必要なほかの行為者の貢献はパスが足元に来ることだけであり、ほかの行為者の目的がその人の能力を発揮したゆえに達成されているかどうか、すなわちパスの出し手の行為が適正であるかどうかは関係がない。この解釈にしたがえば、サラが賞賛されない理由を十分に説明できない。サラはパスの出し手の行為が適正ではなかったにせよ、間違いなくゴールを決めたからである。段階的行為解釈では、ほかの行為者の正確な行為が自分自身の達成に貢献しているという証言による知識の特徴を捉えてはいるが、ほかの行為者の適正な行為が自分自身の達成に不可欠であるという特徴を捉え損なっているのである。

したがって、【注意深いテッド】を【シカゴの観光客】に対する CVK の応答として好意的に

受け取るならば、別の解釈を採用しなければならない。共同行為解釈である。共同行為解釈では、ある行為者 A はほかの行為者 B と共有した一つの目的を達成するために協力して行為していると考える。この場合、一つの目的が適切に達成されるためには A と B の行為がともに適正であることが必要である。例えば、サッカーではパスの出し手と受け手が一つの共有された目的（合法的にボールを相手ゴールに入れること）を達成するためにいっしょに行為していると考える。この目的にとって最も顕著な因果的要因の全体は、自陣からボールを運び、前線の選手の足元へパスを出し、パスの受け手がゴールを決めるという一連のプロセスである。このプロセスのうち行為者が関わる各部分で行為者がそれぞれ能力を発揮したことにより目的が達成されたならば、共同行為の参加者は程度の差はあれ、誰でも賞賛される。証言による知識の場合、証言者と受け手の共有された目的とは「証言の受け手が証言によって真なることがらを信じること」であり、この目的にとって最も顕著な因果的要因の全体は、典型的には受け手が証言者を選び、選ばれた証言者は知っていることを受け手に正しく伝え、受け手はそれを受け取るという一連のプロセスである。このプロセスのうち証言者と受け手が行為者としてそれぞれ能力を発揮したことにより目的が達成されたならば、共同行為に参加する証言者と証言の受け手は程度の差はあれ、どちらも賞賛される。

共同行為解釈を採用すれば、【ミラクルパス】でサラが賞賛されない理由を説明できる。サラの目的はパスの出し手と共有された目的であるにもかかわらず、この目的にとって最も顕著な因果的要因の全体に含まれているパスの出し手は行為を適正に遂行できていないので、サラは端的に賞賛されないのである。同様に、【アンナからの電話＋双子の夫】でアンナに知識が認められない理由も説明できる。アンナの行為が達成されたと言われうるのは、アンナだけではなくメアリーが関連した能力を発揮することでアンナが真なることがらを信じたときだけである。というのも、アンナの目的は証言者と共有された目的だからであり、この目的にとって最も顕著な因果的要因の全体には、メアリーの行為が含まれているからである。しかしながら、メアリーの証言は適正ではなかったので、アンナは証言による知識を得てはいない。

【ミラクルパス】でサラが賞賛されないということについては二つ反論があるかもしれない。一つは、高い能力を持っていなければ決められないような難しいゴールをサラが能力を発揮して決めた場合にも、そこに至るまでのパスが偶然であればサラは賞賛されないことになってしまうのかという反論である。この場合、サラは共有された目的は達成していないが、それとは別の個別的な目的を達成しており、その最も顕著な因果的要因はサラの高いシュート能力だけであると考えることができるので、サラは賞賛される[24]。もう一つは、偶然にも素晴らしいパスが来たとして、注意深いサラと不注意なサラに向けられる賞賛の違いはいかにして説明するのかという反論である。この反論には注意深いサラの行為は彼女に帰属されるが、不注意なサラの行為は彼女

[24] この応答に対しては、「サラが難しいシュートを決めたときサラだけが賞賛を受けるのであれば、【注意深いテッド】でパスの出し手だけが賞賛を受けることになってしまうのではないか」という反論がありうる。もちろんパスの出し手は個別的な目的については特別な賞賛を受けるだろうが、それは共有された達成に対して受ける賞賛とは別の賞賛であると考えればいい。

に帰属されないから、注意深いサラだけが賞賛されると答えることができる。すなわち、注意深いサラの行為は彼女の能力を表しているので巧みであるのに対し、不注意なサラの行為は彼女の能力を表していないので巧みではないのである。

共同行為解釈が理解されれば、ラッキーによる反論はCVKの共有説にとって決定的な問題とは言えない。ラッキーの反論は証言による知識と拡張的ゲティア事例の間のジレンマを指摘するものであった。特定の文脈では【偽物の納屋】でヘンリーに知識を認めることができない程度にCVKの因果的説明が強くなければならないと仮定しよう。この仮定のもとでも、共同行為解釈に基づけばジレンマは生じないように思われる。たしかに、【シカゴの観光客】でモーリスの果たしている因果的役割は証言者と比較して小さいようにもうつる。しかしながら、共同行為解釈によれば、モーリスの関連する能力と行為は最も顕著な因果的要因の全体に問題なく含まれている。証言者と証言の受け手であるモーリスは「モーリスが証言によってシアーズタワーへの行き方について真なることがらを信じること」という目的を共有している。この目的にとって最も顕著な因果的要因の全体はモーリスの働きに限られないというだけではなく、証言者の働きにも限られてはいない。そうではなくて、証言者からモーリスへ情報が伝えられる一連のプロセスが共同行為を達成する上で最も顕著な因果的要因の全体をなしている。したがって、たとえモーリスの果たす役割が小さいとしても、モーリスの関連する能力と行為は因果的に最も顕著であり、モーリスは賞賛される。つまり、CVKを維持しつつ証言による知識を認めることはできるのである。

おわりに

本稿では賞賛としての知識という見解が証言による知識の存在を説明できると論じてきた。証言による知識では、証言者があることを知っているときに限り、証言の受け手はそのことを知ることができる。同時に、証言の受け手は証言者を選び、注意深く耳を傾けることで多少なりとも積極的な行為をしている。つまり、証言の現場で能力を発揮しているのは証言者だけでも証言の受け手だけでもなく、その両方でなければならない。この事実は、証言による知識を、共同行為の達成に対する賞賛として理解することで整合的に説明できる。集団のそれぞれが個別的な目的を達成しているとみなす場合、説明の焦点は行為の結果がいいものであったか否かに当たってしまう。そうではなくて、集団のそれぞれが一つの共有された目的に貢献しているとみなすことで、説明の焦点は行為者がみな能力を発揮しているか否かに当たるのである。

本稿の帰結は、親や教師が子どもに教える、医師が患者に薬の説明をするといった日常的な場面を捉え直すきっかけになるかもしれない。証言の現場において、親や教師、医師の言うことを聞き手は受動的に受け取っているのではない。相手とともに目的を達成することで、はじめて証言による知識は可能になるのである。

（みとみゆうすけ　哲学哲学史・博士前期課程）

参考文献

Broncano-Berrocal, Fernando. (2017). A robust enough virtue epistemology. *Synthese*, 194, 2147-2174.

Gettier, Edmund. (1963). Is justified true belief knowledge?. *Analysis*, 23, 121-123.

Goldman, Alvin I. (1976). Discrimination and perceptual knowledge. *The Journal of Philosophy*, 73, 771-791.

Greco, John. (2010). *Achieving knowledge: A virtue-theoretic account of epistemic normativity*. Cambridge University Press（ジョン・グレコ『達成としての知識　認識的規範性に対する徳理論的アプローチ』、上枝美典訳、勁草書房、2020 年）.

Lackey, Jennifer. (2007). Why we don't deserve credit for everything we know. *Synthese*, 158, 345-361.

——. (2008). *Learning from words: Testimony as a source of knowledge*. Oxford University Press.

——. (2009). Knowing and credit. *Philosophical Studies*, 142, 27-42.

Lehrer, Keith. (1965). Knowledge, truth and evidence. *Analysis*, 25.5, 168-175.

Plantinga, Alvin. (1993). *Warrant and proper function*. Oxford University Press.

Pritchard, Duncan. (2012). Anti-luck virtue epistemology. *The Journal of Philosophy*, 109, 247-279.

Riggs, Wayne. (2007). Why epistemologists are so down on their luck. *Synthese*, 158, 329-344.

——. (2009). Two problems of easy credit. *Synthese*, 169, 201-216.

Sosa, Ernest. (2007). *A virtue epistemology: Apt belief and reflexive knowledge,* vol. 1. Oxford University Press.

——. (2011). *Knowing full well.* Princeton University Press.

Turri, John. (2011). Manifest failure: The Gettier problem solved. *Philosophers' Imprint*, 11, 1-11.

Zagzebski, Linda. (1996). *Virtues of mind: An inquiry into the nature of virtue and the ethical foundations of knowledge*. Cambridge University Press.

——. (2003). The search for the source of epistemic good. *Metaphilosophy*, 34, 12-28.

Testimonial Knowledge as Credit for Joint Action

Yusuke MITOMI

This paper aims to defend the Credit View of Knowledge (CVK) against the problem of testimonial knowledge. CVK argues that S knows that p if and only if she is sufficiently deserving of credit for holding a true belief, that is, only if her true belief is the product of her intellectual abilities or faculties. CVK can successfully deal with the traditional problems of epistemology such as the Gettier problem and the value problem. However, J. Lackey attacks CVK because it seems that CVK cannot account the case that S knows that p from testimony. In such a case, S's true belief is not the product of her abilities or faculties, but the product of the speaker's. Hence, the hearer doesn't know that p because she is not deserving of credit for holding a true belief. This is undesired outcome. Although this problem seems be a crucial one, CVK attempts to account knowledge from testimony. For example, recent literature argues that credit for a true belief can be shared by the group members. However, this account leads to Lackey's creditworthiness dilemma. If the hearer has knowledge, then it seems that the agent has knowledge in some Gettier cases because the hearer's contribution to achievement is quite small. This paper argues that the dilemma is not crucial if we understand testimonial knowledge as credit for joint action. In this view, the group members share the same goal and they act aptly for achieving their goal. The most salient part of the causal factors that achieve the goal is not one action, but the whole part of the process in this joint action. Therefore, CVK can account knowledge from testimony even if the hearer's contribution is quite small.

「キーワード」
徳認識論、証言による知識、共同行為